

入管庁支第263号
2文国語第16号
令和2年8月28日

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策担当課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長
平嶋壮州
(公印省略)
文化庁国語課長
柳澤好治
(公印省略)

「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定について

先日は、標記ガイドラインの別冊「やさしい日本語書き換え例」の作成に御協力いただき、誠にありがとうございます。

出入国在留管理庁及び文化庁は、令和元年12月20日に関係閣僚会議において決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」の施策番号43に基づき、共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するためのガイドラインとして、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を新たに策定しました。本ガイドラインは、法務省ホームページ「外国人生活支援ポータルサイト」及び文化庁ホームページにて公開しています。

ついては、本ガイドラインを活用して、在留支援のための情報発信をやさしい日本語でも行うことを推進していただくとともに、所管の機関に本通知を転送いただきますようお願いいたします。

御多忙のところと存じますが、御協力をお願い申し上げます。

法務省：http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri15_00026.html

文化庁：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html

添付物

- 1 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
- 2 (別冊) やさしい日本語書き換え例

連絡先

- ・ 出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課在留支援第二係

Tel 03-3563-3008

- ・ 文化庁国語課 日本語教育企画係

Tel 03-6734-2840